

第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン 【概要版】



令和7年11月
川崎市

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しており、これまで第1期及び第2期「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、子ども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

こうした中、令和4(2022)年6月には、すべての子ども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現をめざした「子ども基本法」が制定され、令和5(2023)年4月には、子ども家庭庁が発足するとともに、子ども施策を総合的に推進するための「子ども大綱」が同年12月に決定されました。子ども基本法第10条では、子ども大綱を勘案した「市町村子ども計画」策定の努力義務が規定され、こうした社会的な情勢も踏まえ、本市においても、令和8(2026)年度以降に取り組むべき子ども施策をより一體的に推進するため、「市町村子ども計画」の位置づけも加えた「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

本計画に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者及び子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画を子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」に位置づけ、子ども施策に関わる11の個別計画(市町村子ども計画を含む。)を包含する一體的な計画として策定します。

3 計画の期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

4 計画の対象

本計画では、「子ども・若者」「子育て家庭(妊娠・出産期を含む)」を対象とします。

区分	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
対象	義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生～概ね18歳まで	概ね18歳以降～ 概ね30歳未満
主な年齢	0～5歳	6～12歳	13～18歳	18～29歳
子ども・若者	こども			
	若者			

※図は子ども家庭庁「子ども大綱」より本市作成

※青年期については、施策によってはポスト青年期の者も対象

1 社会状況

- ・人口動態
→東京都区部に対しては転入超過
東京都区部以外、神奈川県に対しては転出超過
東京都・神奈川県以外の関東に対しては転入超過
- ・核家族化
- ・地域との関係の希薄化
- ・共働き世帯の増加
- ・未婚化・晩婚化・少子化

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

- ・子どもの貧困に関する状況
→依然として約9人に1人の子どもが相対的に貧困の状態
- ・ひとり親家庭に関する状況
→母子世帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し低い状況
- ・児童虐待に関する状況
→児童虐待相談・通告件数は増加傾向

3 こども・若者の成長・発達段階における状況

- ・子育てに関する状況
→本市の就学前の子どもの養育状況として、在宅児童数と幼稚園児数が減少している一方、保育所等に通う子どもが年々増加
- ・こども・若者本人に関する状況
→居場所の数の多さと自己肯定感、今の幸福感の高さに関連
→ヤングケアラーの可能性があるのは、小学校5年生が3.6%、中学校2年生が2.6%、若者が5.6%



こども・若者の“声”を聴く取組

こども基本法では、子どもの意見が尊重されその最善の利益が優先して考慮されることが基本理念の1つされており、こども施策の策定等に当たっては、こども等の意見を聴き、施策に反映するものとされています。こうしたことから、本計画の策定に当たっては、こども・若者の“声”を聴く取組を行っています。



「子ども・若者の
“声”募集箱」の活用

「子ども・若者調査」
の実施

若者世代との
グループトーク

「第3期こども・若者の未来応
援プランこども版」の作成

パブリックコメ
ントの実施

基本理念

本市のこども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたり、本計画でめざす基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担うこども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

視点1 子どもの権利を尊重する

こども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、国「こども大綱」や本市「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、こども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めるとともに、こども・若者の視点を尊重し、意見を聴きながら取組を進めます。

視点2 地域社会全体でこども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、こども・若者や子育て家庭を温かく見守り、こども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会をめざします。

視点3 こども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりのこども・若者がすこやかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「子どもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

視点4 すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高いこども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべてのこども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

施策の方向性

本計画の推進に向けて、次の3つを方向性として示し、総合的に施策を展開します。

方向性I こどもを安心して産み育てられる環境の充実

- これから結婚や出産を迎える世代や子育て中の世代が、「安心してこどもを産み育てられる」「子育てが楽しい」と思えるよう、切れ目のない総合的な子育て支援を進めます。
- 身近な場所で支援が受けられる取り組みを進めるとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」という安心感を持てるよう、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子育てをする家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりを進めます。
- 子育て家庭の多様なニーズを的確に捉えた質の高い保育・幼児教育の提供に向けた取組を推進します。
- 子育て支援のDX化により利便性を高める取組を進めるとともに、子育て世代が安心して楽しく住み続けられるまちづくりを進めます。

方向性II こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

- こどもは成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身に付け、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、多様な価値観に触れ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。
- こどもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分らしく安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していくける環境づくりを進めていきます。
- 学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、生きがいのある人生を自分らしく送ることができるよう、主体的に学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培う取組を推進します。
- こどもにとって、自らの意見が十分に聽かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、また変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、こどもの主体性を高めることにつながります。そのため、こどもの意見表明や参加の取組を推進します。

方向性III 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

- こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、こどもの成長段階や家庭の状況に応じて切れ目なく支援をつなげ、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱えるこどもや若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。
- 困難な状況にあるこども・若者やその家庭の中には、困っていてもSOSを出すことができないケースや、必要な情報が届きにくいケースがあることから、こどもや子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応・重篤化への未然防止等に向けて、児童相談所や区役所のほか、学校・医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。
- 障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。
- 就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

計画の施策体系図

方向性Ⅰ

こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進	頁
1 地域子育て支援事業	71
2 子ども・子育てDX推進事業	72
3 小児医療費助成事業	73
4 児童手当支給事業	73
5 地域課題対応事業（各区役所）	74
6 男女共同参画事業	74
7 人権オンブズパーソン運営事業	75
8 民生委員児童委員活動育成等事業	75
9 地域医療対策事業	76
10 救急医療対策事業	76
11 国民健康保険制度運営事業	77

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進	頁
1 保育・幼児教育の質の維持・向上事業	80
2 保育・幼児教育の提供体制確保事業	82

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

施策3 子育てしやすい居住環境づくり	頁
1 交通安全推進事業	87
2 防犯対策事業	87
3 住み替え等促進事業	88
4 安定居住推進事業	88
5 市営住宅等整備・管理活用事業	89
6 公園緑地整備等事業	89
7 グリーンコミュニティ推進事業	90

※「頁」は計画本編の該当ページ

方向性Ⅱ

こどもが自分らしくすこやかに成長できる
環境の充実

施策4 こどものすこやかな成長の促進

施策4 こどものすこやかな成長の促進	頁
1 子どもの居場所づくり推進事業	93
2 子どもの権利関連事業	94
3 子ども・若者未来応援事業	94
4 青少年活動推進事業	95
5 青少年教育施設の管理運営事業	95

施策5 こどもが主体的に生きることができる 教育の推進

施策5 こどもが主体的に生きることができる 教育の推進	頁
1 探究的な学び推進事業	101
2 キャリア在り方生き方教育推進事業	101
3 きめ細かな指導推進事業	102
4 教育DX推進事業	102
5 高校改革推進事業	103
6 人権尊重・多文化共生教育推進事業	103
7 豊かな心を育む体験活動推進事業	104
8 体力向上・部活動支援事業	104
9 学校安全推進事業	105
10 健康給食推進事業	105
11 健康教育推進事業	106
12 特別支援教育推進事業	106
13 不登校対策推進事業	107
14 共生・共育推進事業	107
15 児童生徒支援・相談事業	108
16 帰国・外国人児童生徒等支援事業	108
17 就学等支援事業	109
18 学校施設環境改善・維持管理事業	109
19 教職員の人材育成事業	110
20 地域とともにある学校づくり推進事業	110
21 地域の寺子屋事業	111
22 地域教育活動等の推進事業	111
23 朝の居場所づくり推進事業	112
24 学校施設有効活用事業	112
25 家庭教育支援事業	113

方向性Ⅲ

一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

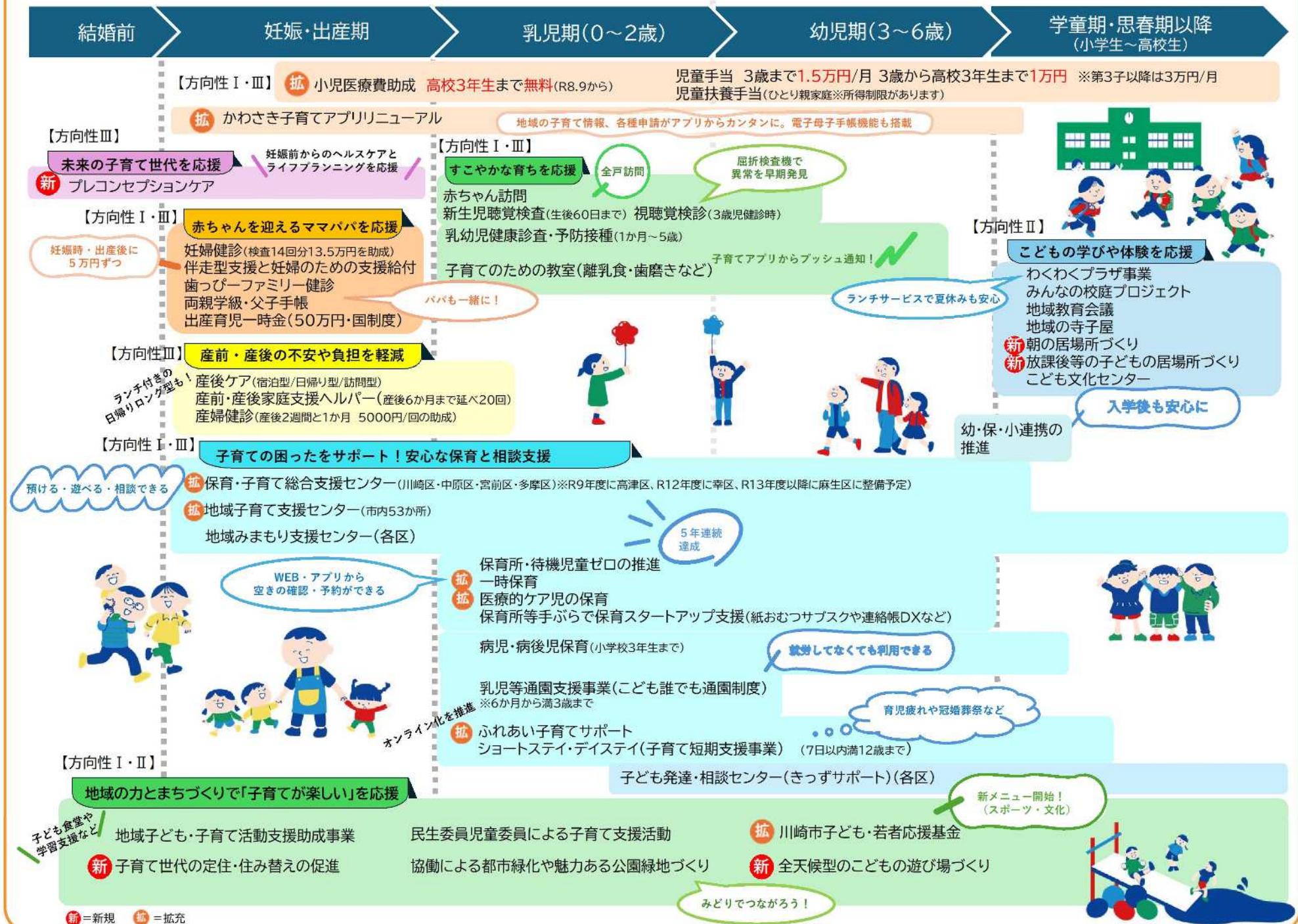
施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり	頁
1 児童福祉施設等の指導・監査	116
2 母子保健指導・相談事業	117
3 児童虐待等対策事業	120
4 社会的養育推進事業	122
5 ひとり親家庭等支援事業	123
6 女性支援推進事業	125
7 子ども・若者支援推進事業	125
8 小児慢性特定疾病医療等給付事業	126
9 災害遭児等援護事業	126
10 健康づくり事業	127
11 食育推進事業	127
12 歯と口の健康づくり事業	128
13 予防接種事業	128
14 アレルギー疾患対策事業	129
15 がん・難病等支援事業	129
16 障害児等総合相談・生活支援事業	130
17 障害者等総合相談・支援事業	130
18 障害者等手当・医療費助成事業	131
19 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業	131

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援	頁
1 メンタルヘルス・自殺対策事業	134
2 再犯防止事業	134
3 障害者社会参加・就労支援事業	135
4 生活保護事業	135
5 生活保護自立支援対策事業	136
6 生活困窮者等自立支援対策事業	136
7 雇用労働対策・就業支援事業	137

かわさき子育て応援パッケージ ~ライフステージごとの主な支援 妊娠・出産から子育てまでトータルに・切れ目なく~



新 =新規

拡 =拡充

前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、子どもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱えるこども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

これらの内容を継承しつつ、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくにあたり、次の3つを本計画期間における重点課題とし、部局横断的に取組を進めています。

3つの重点課題と推進項目

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

重点課題 2 すこやかな成長を応援する「子どもの居場所づくり」

推進項目1 学童期の子どもの居場所づくりの推進

推進項目2 思春期の子どもの居場所づくりの推進

重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

- ◆ オンラインや市内53カ所の地域子育て支援センター等で、不安や悩みを誰でも気軽に相談でき、必要なときには保育士・看護師・栄養士などの専門職に繋がり、「誰に相談すればいいか分からない」「一時的に預かってほしい」といった声に応えられる環境づくりを進めます。

<主な取組>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 身近なエリアで遊べる・相談できる環境づくり・ 専門職に気軽に相談できるしくみづくり・ 保育・子育て総合支援センターにおける子育て支援の推進・ 公立保育所における子育て支援の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 相談内容の見える化と関係機関が連携した支援体制づくり・ 子育て支援を支える人材の育成・ オンライン化の推進により簡単・便利にサポートを受けられる環境づくり・ 保育所等における相談支援の推進・ 幼稚園における相談支援の推進 |
|---|--|

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

- ◆ 各区に順次設置を進めている「保育・子育て総合支援センター」における地域の子育て支援団体の活動情報の集約・発信や、地域みまもり支援センターや地域の関係機関・団体と連携した親子の交流の場の提供、ふれあい子育てサポート事業のリニューアルによる利用促進等、地域全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。

<主な取組>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 保育・子育て総合支援センターによる地域子育て資源のネットワーク化の促進・ 身近なエリアにおける地域活動の場所・機会の提供・ 地域で子育てを支え合う取組の推進・ 子育て自主グループへの活動支援・ 各区地域課題対応事業における取組の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 民生委員児童委員による取組の推進・ 多様な主体と連携した地域防犯活動の推進・ 学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進・ 地域の教育力の向上・ 子育てボランティアの活動支援・ 民間協力者の活動支援 |
|--|--|

重点課題 2 すこやかな成長を応援する「子どもの居場所づくり」

推進項目1 学童期の子どもの居場所づくりの推進

- ◆ 保護者の安心と子どもの安全を守るため、全小学校を対象に、小学校始業前に子どもが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所づくりを進めます。また、全てのわくわくプラザで、現在一体となっている「放課後児童健全育成事業」(生活の場)と、「全児童対策」(自由な遊び・体験活動の場)を区分する「区分制」を段階的に実施しながら、子ども・保護者の利用ニーズに応じた居場所づくりを進めます。

<主な取組>

- 朝の居場所づくり
- わくわくプラザ事業の再構築



試行的取組の様子

推進項目2 思春期の子どもの居場所づくりの推進

- ◆ 思春期の子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域の中に確保することは、すこやかな成長を支えるうえで重要であり、自由に訪れ、決まった目的がなくても過ごすことができる居心地の良い空間となる居場所づくりを、地域と連携し段階的に推進します。

<主な取組>

- 思春期の子どもの居場所づくり



試行的取組の様子

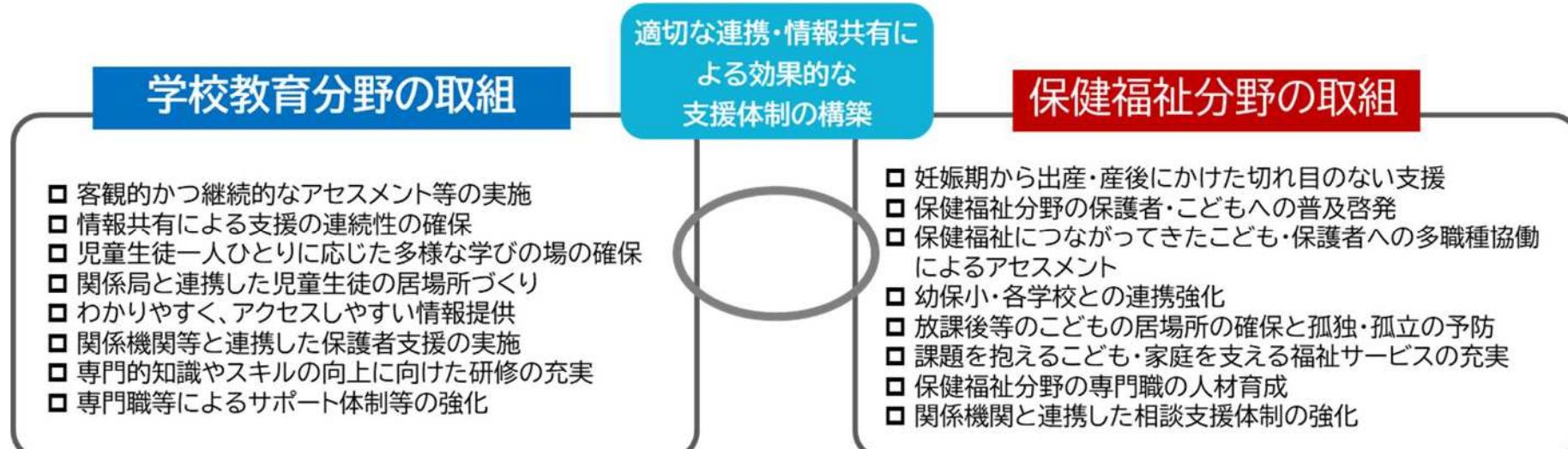
重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

- ◆ 支援が必要なこどもや家庭の早期発見と対応に向けて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門機関が連携し、こどもの安全確保と健全な育成を支える体制づくりや、こども自らが困ったときや相談したいときにSOSを発信しやすい環境づくり、学校をはじめとする関係機関や地域の大人がこどもを見守り、日常的な関わりの中でSOSに気づき、必要な支援に繋ぐことができる環境づくりを進めます。

<主な取組>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 幼保小連携の推進・ 児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化・ 関係機関が連携した児童生徒への支援体制等の整備・ 保護者の安心につながる支援等の充実・ いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発・ 不登校対策の推進・ 課題を抱える学齢期のこどもへの支援推進・ 教職員やスクールカウンセラー等の人材育成の推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 教育分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりと相談・支援の実施・ 妊娠期から出産・産後にかけた切れ目のない支援の推進・ すべての乳幼児家庭との関わりによる早期発見・対応と関係機関と連携した支援推進・ 児童福祉分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりとSOSに気づく体制の構築・ 児童虐待の早期発見・未然防止に向けた関係機関との連携体制の整備・ 区役所における相談支援体制の確保・ 自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 等 |
|---|--|



推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実

- ◆ 複雑な成育歴や疾病・障害・医療的ケアの必要性など、それぞれ抱えている課題に対応できるよう、家事支援や生活環境改善、心理的なケア、発達・障害児支援、医療的ケア、教育分野での支援など、こどもや家庭の状況に応じて各分野で専門的な支援を受けられる環境づくりなど、支援体制を整備します。

<主な取組>

- 医療的ケア児への保育受入体制の充実
- 不登校等のこどもの居場所づくりの推進
- 児童家庭支援センターにおける相談支援の推進
- 子育て短期支援事業を活用した支援の推進
- 子育て世帯訪問支援事業を活用した支援の推進
- 児童育成支援拠点事業を活用した支援の推進
- 親子関係形成支援事業を活用した支援の推進
- こども家庭相談支援における専門職の育成
- 多職種連携による総合的アセスメントの実施
- 児童相談所と区役所の連携強化
- ひとり親家庭等の子育て・生活支援の推進
- ヤングケアラー支援の推進
- 障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実
- 医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実
- 生活保護による支援の実施
- 課題を抱える若者の就業・職業的自立支援の推進 等

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

- ◆ 社会的養護を必要とする児童の養育を担う里親登録者の確保と支援体制の充実や、高校生年代等の自立に向け自立援助ホームの受入体制の充実など、こどものニーズの変化に対応できるよう支援体制の強化に取り組みます。

<主な取組>

- 社会的養育の推進
- 里親制度の推進
- 社会的養護を必要とすることの学習・進学支援の推進
- 一時保護及び社会的養護を受けるこどもの自立支援の推進

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

3 「量の見込みと確保方策」について

4 就学前児童の将来人口推計について

(1) 就学前児童の将来人口推計について

(2) 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

5 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

(2) 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

(3) 子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付

(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

(5) 幼稚園から認定こども園への目標設置数及び設置時期

(6) 保育所から認定こども園への目標設置数及び設置時期

(7) 認可保育所等の受入枠の確保(川崎市保育所等整備計画)

6 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 子ども・子育て支援法の給付

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

(3) 量の見込み及び確保方策の考え方等

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業等

(2) 延長保育事業

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(5) 放課後児童健全育成事業

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

(8) 家庭支援事業等

(9) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)

(10) 一時預かり事業

(11) 病児・病後児保育事業

(12) ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業)

(13) 妊婦健康診査

(14) 産後ケア事業

第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

1 概要

2 取組の考え方

(1) 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

(2) 小学校の施設の活用

(3) 学校・保護者との具体的な連携

(4) 特別な配慮を要する児童への対応

(5) 放課後児童健全育成事業の開所時間

(6) こどもの自主性、社会性等のより一層の向上

(7) 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

(8) 事業の質の向上

3 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

(1) 放課後児童健全育成事業

(2) 放課後子供教室(校内交流型)

第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組

3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

6 一時保護施設の質の向上に向けた取組

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

11 児童相談所の強化等に向けた取組

12 障害児入所施設における支援